

AYLA HOUKAGO PARTNER

支援を支える 加算の正しい理解

責任のある支援



加算とは？

放課後等デイサービスの加算は「収益を増やすためのもの」ではなく、こどもへの支援をより丁寧に、専門的にしていくための制度的な後押しですが「加算＝お金の話」と捉えられがちです。経営者側から「加算の算定を積極的に取り組みましょう」と発信することもあります。が、本質は支援を厚くする仕組みであり、支援者が行っている支援の責任を明確にするためのものなのです。

加算は「必要な支援」だから制定されているということを、経営者も支援者もどちらも理解しなければなりません。



福祉の出発点：人民相互の情誼

昔は国や自治体の制度が整っていなかったため、家族・地域・宗教施設等の共同体の中での「助け合い」が基本でした。「人民相互の情誼」とは、「**庶民同士がお互いを思いやり、支え合う心**」を表しています。この考え方は、日本の社会福祉の制度化以前の基盤とされ、無償・無制度の助け合いを意味していました。ところが社会の変化（都市化・核家族化・産業労働の拡大）で、互助だけでは支えきれなくなったことから、「国家や自治体による制度」として福祉が整備されていきます。**制度は、「必要な支援を社会全体で保障する仕組みに発展させたもの」**であります。

よりきめ細かい支援を必要とする子

加算は、その中でも「よりきめ細かい支援を必要とする子どもたち」に対して、社会が責任を持ってリソースを投じる仕組みとして、制度化されているものです。福祉の歴史は「誰かの困りごとを見過ごさない」ことから始まっており、放課後等デイサービスに関連する加算も制度改正ごとに変化していきんでいます。私たちが関わる加算は、福祉の精神を制度に置き換えたものであり、より弱さをもつ子どもの支援にあたり資源を必要とするものだからこそ、それが報酬として評価される仕組みになっております。

加算は金儲けの
手段ではないが
悪いものでもない



加算の本質を誤解しているケース

「加算を取っても自分たちの給与に反映されないなら意味がない」
「事務が増えるだけで現場の負担になる」

このケースの問題性



この考え方の問題性

こども中心の視点
を失っている

- 加算は「子どもの最善の利益を守る」ために設計された制度。
- 大人の都合で申請しないのは、こどもの支援機会を奪うことにつながる。

結果的に職員自身
を苦しめる

- 関係機関や保護者との関係構築が進まないため支援が手詰まりになる。
- 支援の達成感を得づらく自信がなくなる。

チームの専門性が
高まらない

- 職員間でも共通言語、共通理解が育ちにくい。
- どうして良いかが分からない、話し合いができない。

加算は「売上／収入を増やす仕組み」ではなく「**支援を充実させる仕組み**」。それを理解することが、専門職としての責任。職員一人ひとりが「**加算＝こどものため**」と捉えることで、結果的に現場環境や働きやすさにもつながっていく。

私たちはボランティアではない

福祉は「いい人が無償でやるもの」というイメージがまだ根強くあるかもしれませんが、**放課後等デイサービスは「許認可事業」＝社会的に責任を持った専門的な仕事**です。そこで"働く"支援者も当然、ボランティアではありません。専門職（保育士・児童指導員・心理士・看護師など）として配置基準に基づき配置されており、国から対価が支払われるのは私たちの「時間」ではなく「専門性と責任」に対してです。より細やかな支援を必要としている子どもに対して支援を広げていくのは、この仕事に従事する立場としての社会的責任だと理解しましょう。

本日取り上げる加算

より支援を必要とするケースへの介入度を上げる
支援の質を高めるために積極的に目指すもの

- ① 専門的支援実施加算
- ② 関係機関連携加算
- ③ 家族支援加算
- ④ 子育てサポート加算



專門的支援 實施加算

専門的支援実施加算

令和6年4月の報酬改定において、新設された加算です。この加算は、発達支援の5領域を網羅して作成される個別支援計画を踏まえ、支援を提供する専門職が専門的支援実施計画を障害児ごとに作成することが必要となります。

◆その際必要となる条件

- ・当該専門職によるアセスメントの結果
- ・**5領域との関係の中で、特に支援を要する領域**
- ・専門的な支援を行うことで、目指すべき達成目標
- ・目標を達成するために行う具体的な支援の内容
- ・支援の実施方法 等

専門的支援実施加算の対象職員

発達支援の5領域の特定の分野に関する専門的な知見を有する職員（公認心理師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、児童福祉経験が5年以上ある保育士または任用から5年以上かつ児童福祉経験5年以上の児童指導員）を配置し、支援した場合に算定できるとされています。

◆その際必要となる条件

- ・ 児童発達支援管理責任者として配置されている場合は実施不可
- ・ 基準人員、加配加配人員、専門的支援体制加算人員が行うことは可能
- ・ 児童発達支援管理責任者が欠如している場合は算定不可

専門的支援実施加算の算定に向けて

アセスメント

個別支援計画を踏まえ、更に専門的な支援を要する特定の領域に対し専門職によるアセスメントを実施する。

計画書の作成

専門的支援実施計画書を作成し、保護者の同意を得る。

実施方法

個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名以下）又は理学療法士等の専門職とは別の職員を配置した上で、小集団の組み合わせ（2組）までは可能。

支援時間

専門的支援の提供時間は、同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。

時間の組み方の例

14 : 30 ~	下校	
15 : 00 ~	事業所にて宿題、個別課題、自由遊び等	←
15 : 30 ~	おやつ	
16 : 00 ~	はじまりの会、活動	
16 : 40 ~	自由遊び	←
17 : 15 ~	掃除	
17 : 25 ~	帰りの会	
17 : 30 ~	お家へ送迎	

個々の時間になりやすい
タイミングを狙って設定

あるいは、主活動の内容を専門的支援の内容で設定し、小集団×2グループを同時に進行させる方法も考えられる（当然目標が似ていること）



専門的支援実施加算の留意点

1 「利用日数等に応じて最大月6回を限度」とはどういうことですか。

対象児の月利用日数によって、算定限度回数が定められています。

児童発達支援：

- ①月利用日数12日未満の場合／最大4回、
- ②月利用日数12日以上の場合／最大6回

放デイ：

- ①月利用日数6日未満の場合／最大2回
- ②月利用日数6日以上12日未満の場合／最大4回
- ③月利用日数12日以上の場合／最大6回

2 グループ支援の場合は算定できますか。

専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）での実施も可能とされています。

専門的支援実施加算の留意点

3 加算算定のためには、具体的にどのような対応が必要ですか。

理学療法士等が、「専門的支援実施計画」を作成し、当該計画に基づき個別・集中的な専門的支援を計画的に行うことで算定が可能です。また、専門的支援の時間は、同日の支援時間のすべてとする必要はありませんが、30分以上確保してください。また、対象児ごとの支援記録の作成が必要です。

4 専門的支援体制加算との併給はできますか。

可能です。

5 児童発達支援管理責任者が不在の場合（常勤専従で配置できない場合）、専門的支援実施加算の算定は可能ですか。

算定はできません。（R6こ家庁Q&A VOL.4問1）

専門的支援実施加算の留意点

6 法人職員ではなく外部（訪問看護ステーション）より理学療法士・作業療法士を派遣してもらい、専門的支援を受けた利用児童に対して、この加算を算定することはできますか？

専門的支援を実施する職員は、事業所に配置（常勤換算でなく単なる配置で可）されている必要があります。（R6こ家庁Q&A VOL3問9）



關係機関連携加算

関係機関連携加算

関係機関と連携して支援を行った場合に算定できる加算で、連携の仕方によって以下に分類されています。

区分Ⅰ	保育所等施設との間で <u>通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること</u>	250単位
区分Ⅱ	障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の <u>情報共有のための会議を開催又は参加すること</u>	200単位
区分Ⅲ	児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加すること	150単位
区分Ⅳ	ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するもの	200単位

関係機関連携Ⅰの例



「個別支援計画の見直しにあたり、本児の基礎集団での生活の流れやルーティンを踏まえた環境設定を自事業所でも取り入れるべく、園の先生方をあわせての担当者会議について主催した」



「個別支援計画の見直しの時期に差し掛かった頃、相談支援事業所から園の方で困りごとがあり療育も交えての関係機関連携会議を開催したいと誘われた。ちょうど良いので、関係機関連携加算Ⅰを算定することにした」

関係機関連携Ⅱの例



「学校での困りごとが増えているのかヒトツナに来所してからの本児の様子が不安定になっており、生活の連続性を評価するため学校見学と、担任の先生との話し合いをお願いしたいと考えた」



「相談支援事業所連絡会に参加した際に本児の担当の相談員さんと本児の話をしたので加算を算定しようと思う」

「担任の先生が良くお電話で本児の様子を知らせてくれるが、定期的に連絡しているので加算を算定しようと思う」



**会議の趣旨として
原則として面接形式であることや
(オンライン形式可、電話不可)
本児に関しての具体的な情報共有や
連絡調整が求められる会議のみ
算定できるものである**



関係機関連携Ⅱの実施事例①

事業所来所時に他害や癪癢がみられている児童について、新学期の学級の様子を含めて知りたいと思ったため、保護者の方との面談（家族支援加算）を経て、学校側に見学の打診をしていただき、授業風景の見学に伺った。その後、担任の先生との面談まで行っていただき、双方に情報共有を行った。

◆観察ポイント

- ・本児にとって落ち着く環境は学校にあるか。
- ・学校での関われ方、過ごし方はどうか。
- ・事業所の環境と学校の環境で違いはあるか。等



関係機関連携Ⅱの実施事例②

通い始めたばかりのお子さんで暴言や他害があり、学校との様子に違いはあるのか、職員も学校での様子を見たいと思っていた所、本児の担当の相談員より主治医、学校関係者、放デイ関係者、保護者様とで会議を行いたいと依頼があり、参加した。
医療・福祉・教育の連携が取れた。

◆話し合いのポイント

- ・学校ではどうか、他事業所ではどうかの確認
- ・結果、学校＞集団療育＞個別療育事業所の順で問題行動が減少していることがわかった。



関係機関連携Ⅱの実施事例③

発語がほとんどなく見学時に30分以上大泣きをしていた年長の自閉症・知的障害のお子さんについて、利用の希望を受けるにあたり園の先生との担当者会議を依頼した。なお本児は、保育園では母子分離が出来ているが療育では分離が出来ず毎回このような状況になってしまうとの事だった。

◆観察のポイント

- ・園ではなぜ安心でき療育ではなぜ分離できないのか
人的・物的どのような所がポイントになりそうか。
(事業所来所時は支援室のドアを閉めた所からスイッチが入った)



氷山モデルからの見方

思い通りにならず自分の頭をたたく

本人の特性

環境

合理的配慮（環境調整・構造化）

できない！と 思ったら訪問！

「うちの事業所に来ると荒れます」
「学校や他事業所では困りがないそうです・・・」
こんなケースこそ、訪問してください
知らなかった本児の姿が見えてきます

問題行動ばかり どうしたら・・・

と、思ったらこちらも訪問、会議を組んでください
基礎集団での本児の様子を見ることで分かる事
他事業所との会議で分かる事沢山あります

関係機関連携は
支援の基本です
基礎集団を知らずに
支援はできません

本児が求められているものの質を知り尽くしてください

こどもは環境の中で育つから

発達心理学や生態学的発達モデル（ブロンフェンブレンナーなど）でも、「**こどもの発達は環境との相互作用の中で進む**」とされています。こどもを理解するには、個人だけでなく 環境（家庭・学校・地域・支援機関）との関わりを見ていく必要があるのです。また、基礎集団（ベースとなる生活集団）を押さえるということは、その子の強みや課題、日ごろ求められていること、大人との関係、仲間集団、あらゆることの把握に繋がります。つまり支援は事業所内だけで完結するものではなく、基礎集団をふまえた支援設計が欠かせないということになります。

基礎集団を押さえる、とは？



どんなねらいがある？
それはどんな効果がある？

行動の原理原則から見て

行動は、「増加させる要素」や「減少させる要素」という原則があります。

◆価値を高めるもの（強化子をより魅力的にする）

例：喉が渴いているとき → 水を飲む行動の価値が高まる

ずっと一人ぼっちだった日の放課後 → 遊びの価値が高まる

◆価値を下げるもの（強化子の魅力を下げる）

例：お腹いっぱいとき → 食べ物の価値は下がる

休憩した直後 → 「休憩」の価値は低い

関係機関連携加算の留意点

1

電話により情報交換を行った場合は算定可能か。また、個別事案を事例としながら、地域の課題や支援体制などを議論・検討する会議に参加した場合に、本加算は算定可能か。

○関係機関連携加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は、会議の開催又は参加による情報連携を基礎として評価を行うものであり、電話による情報交換のみをもって算定することは認められない。なお、会議の機会のみでなく、日頃からの連携体制を確保することを求めている、その際には電話による情報交換なども活用されたい。

○また、本加算は加算対象となる障害児に係る情報連携を評価するものであり、会議においては当該障害児に関しての具体的な情報共有や連絡調整が求められるところ、地域の課題を検討するための一事例として議論する会議については算定されない。

関係機関連携加算の留意点

2 関係機関連携加算は（Ⅰ）～（Ⅲ）において同一月内の実施による算定の可否等の併算定ルールがあるか。

○（Ⅰ）は保育所等施設との間で個別支援計画の作成又は見直しに係る会議を開催すること、（Ⅱ）は保育所等施設との間で（Ⅰ）以外の場合において、日々の児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は会議に参加することを評価するものであり、いずれも保育所等施設との間での情報共有を評価するものであるため、同一月においては、いずれか1回の算定に限る。

○また、（Ⅲ）は児童相談所等関係機関との間で児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は会議に参加することを評価するものであり、（Ⅰ）又は（Ⅱ）と同一月に、それぞれ1回ずつ、算定することが可能である。なお、（Ⅰ）又は（Ⅱ）と、（Ⅲ）の会議参加者が同一の場合においては算定できないこととする。

関係機関連携加算の留意点

3 関係機関連携加算（Ⅱ）は、障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合にも算定可能か。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第15条において「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない」と定められており、サービス担当者会議への出席依頼等に対して、指定通所支援の円滑な利用の観点から協力を求められていることから、当該加算による評価を行わない（算定されない）。



家族支援加算

家族支援加算

障害児の家族（きょうだいを含む）に対して、計画的な相談援助を行うことを主旨とした加算です。

家族 支援 加算	(Ⅰ) 個別 ※月4回まで	居宅 訪問	1時間以上	300単位
			1時間未満	200単位
		事業所等で対面		100単位
		オンライン		80単位
	(Ⅱ) グループ ※月4回まで	事業所等で対面		80単位
		オンライン		60単位

家族支援加算 I の例



「学校や事業所での様子が心配なお子さんについて、事業所から親御さんに働きかけを行い、個人面談の機会を設けたいと提案し、同意していただいた」



「個別支援計画の見直しの時期だったため、モニタリング・アセスメントでじっくり2時間も保護者さんとお話した。2時間も話したのだから、家族支援加算を算定しようと思う」

家族支援加算Ⅱの例



「事業所で勉強会を企画し、保護者の方々にお集りいただき8名以下のグループによる講座と、懇談会を開催したため加算を算定した」



「親御さんのレジリエンスにおいて同じ立場の方とのびあサポートは必要だと思ったため、親御さん同士が自由に話せる場を設け、家族支援加算を算定した」



**個別支援計画にも
家族支援は位置づけられているくらい
こどもの発達において
家族まるごと支援することは
必須だと考えます**



バイアスで 家族を傷つけない

「こうすべき」「こうあるべき」「これが普通」
これらは、自分自身が持っているバイアスだと
支援者自身が謙虚になることは必要です

それでも出会う 難ケースは・・・

こちらがバイアスを持たないことを徹底しても
社会通念上「不適切」な状態の家族がいたら・・・
そのときこそ「関係機関連携」のカードを！

福祉は複数対応が 原則です

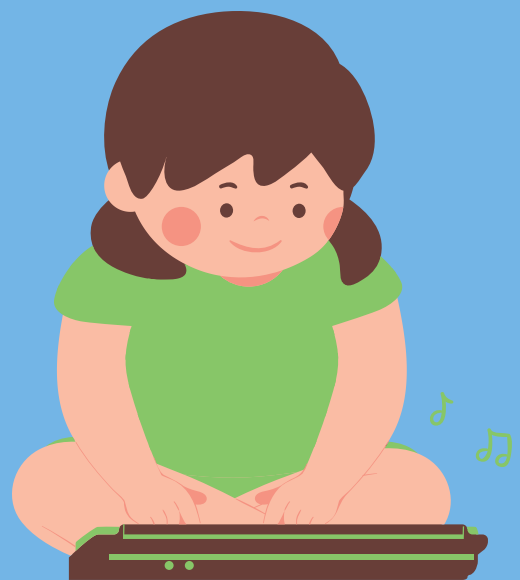
ソーシャルワークの 一部として機能しよう

本人と家庭を取り巻く 生活環境（学校・地域・医療・行政） との橋渡し役

保護者の困難感に向き合うとき

家族支援の現場では「保護者の困難さ」に直面する場面も多いです。経済的困窮、精神的ストレス、育児の孤立感…これらは親御さんにとっても本意でない不適切養育環境への一途になりかねません。支援者側が「この保護者は子どもに関心を持っていないから協力的ではない！」などとバイアスによって決めつけてしまうと、こちらのネガティブなまなざしが親御さんに伝わってしまいます。支援においては、家族の葛藤に向き合い、受容の姿勢を示しながら、適切な関係機関へつなぐなどの必要が出てくるため、支援者側の不信感等は絶対に伝わってはいけません。

ナラティブごと 受け止める



ナラティブアプローチ

ナラティブ（narrative）は、日本語では「物語」、「語り」、「声」などと表現されます。保護者と、子どもをまんやかにした支援方針について話し合う上で、家族のこれまでの歩みについて掘り下げていくことはとても大きな意味があります。一見、支援に直接関係ないと思う話でも、支援者が問いかけ、保護者が自らを語る中で、**保護者がこだわっている「大きな物語」を見つけ出す**ことができます。それをキッカケに、何となく壁があると感じていた部分についても保護者が語り始め、ずっと大切に抱えて手放すことができなかった「大きな物語」を保護者自ら乗り越える力となっていくのです。

善悪で判断しないことが必要

保護者にはさまざまな事情があり、困難を抱える背景は一律ではありません。こうしたリスクを一人の職員の判断に委ねるのは危険であり、必ず複数の職員・関係機関で共有し、協議して対応することが原則です。そこで重要になるのが「**非審判的態度**」です。これは、**保護者を善悪で裁かず、ラベルを貼らずに向き合う姿勢**を指します。支援者がジャッジをしてしまうと、信頼関係が崩れ、支援そのものが成立しなくなります。非審判的態度を保ちつつ、リスクがあれば複数対応の原則で行動することが、専門職としての基本的な態度です。

家族支援加算の留意点

1

居宅を訪問して相談援助等を行う場合について、極めて短時間 の場合（例えば10分程度の相談援助）であっても「所要時間 1 時間未満」として算定することが可能か。

居宅を訪問しての個別の相談援助については、30分以上行うことを基本としつつ、障害児や家族の状況から短時間でも訪問しての相談援助を行う必要がある場合や、利用者の都合により相談援助時間が短くなってしまった場合には、同加算の「所要時間 1 時間未満」の区分の算定を可能としている。このため、事前の計画では30分以上の相談援助となるよう設定すること。なお、事業所において個別の相談援助を行う場合や、グループの相談援助を行う場合は、30分未満の相談援助については本加算の算定は認められないことに留意されたい。

家族支援加算の留意点

2 支援に当たる者は、「指定通所（入所）基準により置くべき従業者」であることが求められるか。

個別、グループ、訪問による場合、事業所内で実施する場合、いずれの場合においても、相談援助に当たる職員は、指定基準により置くべき従業者に限ることを求めるものではないが、適切に家族支援を実施できる従業者によるとともに、基準により置くべき従業者を中心に、事業所としてフォローできる体制をとりながら支援を進めること。

3 障害児本人が不在の中、保護者やきょうだいに対して相談援助を行った場合は算定可能か。

可能である。なお、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。

家族支援加算の留意点

- 4** グループの支援について、ペアレントトレーニングの一環として、講師を招いて講座を行う場合や、ピアの取組の一環として、保護者会を行う場合に、算定可能か。

支援の一環として、講師を招いた講座の実施や保護者同士の交流 行うことは可能であるが、その場合であっても事業所の従業者がファシリテーターなどとして参画し、相談援助を行うことが必要であり、事業所の従業者が介在しない支援については算定されない。

- 5** 同一の児童に係る算定回数は通算し、その合計数は月4回を限度とするとされているが、「同一の児童」とは「サービスを利用している児童」ということでよいか。(サービス利用児童がきょうだいの場合、それぞれに月4回算定可能ということによいか)

きょうだいで利用している場合、家族支援加算はそれぞれのきょうだいにつき月4回ずつ算定可能である。

完璧な育児はないけど 家庭環境は子の人格の 形成に影響を与える

だからこそ家族を裁くのではなく環境のひとつとして支援する



子育てサポート 加算

子育てサポート加算

保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合に算定できます。（30分以上）

◆その際必要となる条件

- ・ 家族が直接支援場면을観察する場合や直接支援場面に参加する場合といった機会において、家族等と支援者が協働して障害児の特性やその特性を踏まえた関わり方に関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、支援を提供する時間帯を通じて保護者等が支援場면을観察すること等が基本となります。
- ・ オンラインでの開催は不可。
- ・ モニターやマジックミラー越しに、支援場면을観察等しながら、障害児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が 相談援助等を行っても差し支えない。
- ・ お迎えの際にまとめたフィードバックは対象外。

子育てサポート加算の例



「直接支援に30分以上母子通園していただける時間を調整し、職員が関わり方に対するレクチャーを行いながら支援を行った」



「お迎えの時に毎回5～10分程のフィードバックをしているから加算を算定しようと思う」

「家族支援加算で保護者参加型の運動あそびイベントを開催するので子育てサポート加算と合わせて算定したい」

子育てサポート加算の留意点

1

支援提供時間帯を通じて、保護者等が支援場면을マジックミラー越しやモニターで視聴している際に、その場では相談援助等を行わず、支援終了後にまとめて相談援助等を行った場合には算定が可能か。

○算定は不可。

○本加算の算定に当たっては、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会を提供し、その場で障害児の特性を踏まえた関わり方等に関する相談援助等を行う等、家族等と支援者が協働で取り組むことを基本としている。

○一方、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察することも可能としているところ。

○ただし、この場合であっても、支援場面の障害児の状況を踏まえながら、障害児に支援を行う従業者とは異なる従業者が相談援助等を、支援と同時並行的に行うことを求めているものであり、支援終了後にまとめて相談援助等を行うことは想定しない。

子育てサポート加算の留意点

2

「支援を提供する時間帯を通じて」とあるが、算定の対象となる障害児に対して、支援が提供される全ての時間において、保護者等が支援場面の観察等を行っていないと算定できないのか。

○本加算の算定に当たっては、家族が直接支援場面を観察する場合や 直接支援場面に参加する場合といった機会において、家族等と支援者が協働して障害児の特性やその特性を踏まえた関わり方に関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、支援を提供する時間帯を通じて保護者等が支援場面を観察すること等が基本となる。

○ただし、支援が長時間に渡る場合には、あらかじめ保護者との間で、本加算の算定に係る相談援助等の取組が必要となる場面（活動等）を調整することなどにより、当該相談援助等を計画的に実施することは差し支えない。

○なお、この場合であっても、本加算の趣旨を十分に踏まえた上で、30分以上確保する必要があることに留意すること。

子育てサポート加算の留意点

3

オンラインのライブ配信形式等を使用し、遠隔により保護者等が支援場면을視聴しつつ、支援者より相談援助等を受けた場合でも算定は可能か。

○算定は不可。

○本加算の算定に当たっては、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察することも可能としているところ。

○一方、本加算の算定に係る支援については、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会に、家族等と支援者が協働して障害児の特性やその特性を踏まえた関わり方に関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、遠隔を前提とした支援は想定していない。

子育てサポート加算の留意点

- 4** マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察等しながら、障害児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えないものとする。」とあるが、児童発達支援管理責任者が相談援助を行った場合にも算定が可能か。

算定は可能である。

加算は私たちの 存在意義そのもの

